



# 埼玉県報

第542号  
令和6年(2024年)  
8月20日  
火曜日

## 目次

### 告示

- Zoomライセンス調達及び問合せ等対応業務委託に関する入札公告（行政・デジタル改革課）
- 第53回採石業務管理者試験の実施（環境政策課）
- 農地を利用する権利の設定の裁定（農業ビジネス支援課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

# 告 示

## 埼玉県告示第九百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

Z o o mライセンス調達及び問合せ等対応業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年9月30日（火）まで。ただし、令和7年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。
- (6) 納入しようとする製品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (7) 契約の締結日にかかわらず令和4年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国又は地方公共団体との契約により、Zoomライセンスの調達を完了した実績を有する者であること。
- (8) 契約の締結日にかかわらず令和4年4月1日から本件入札の公告日までの間に、国又は地方公共団体との契約により、Zoomに関する問合せ等業務を受託し、完了した実績を有する者であること。
- (9) ISMS認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課DX推進担当 齋藤 電話048-830-2121（直通） 電子メールa2440-13@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年9月10日（火）午前10時まで  
なお、郵送の場合は書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部行政・デジタル改革課 令和6年9月10日（火）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和6年8月30日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和6年8月26日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話 048-830-5775 (直通) )  
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Zoom license procurement and handling inquiries

(2) Deadline for Submissions:

10:00 a.m., September 10, 2024

(3) Contact Information:

Administration and Digital Reform Division,

Department of Planning and Finance,

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

Tel. 048-830-2121

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十二号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第五十三回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 試験期日

令和六年十月十一日（金）午前十時から十二時まで

#### 二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室C

#### 三 受験手続

##### イ 受験案内の入手方法

埼玉県環境部環境政策課、各環境管理事務所並びに各地域振興センターにおいて、令和六年八月二十日（火）から配布する。

##### ロ 申込方法

##### (1) インターネットによる場合

埼玉県電子申請・届出サービスにおいて、必要な事項を入力するとともに、受験案内で指定する提出書類の電磁的記録を添付すること。なお、電子申請・届出サービスのページについては、別途埼玉県環境部環境政策課ホームページ（<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/ku rash i/kankyo/shizen/midor i/inohozen/jari/index.html>）で案内する。

##### (2) 持参による場合

受験案内で指定する書類に必要な事項を記入の上、埼玉県環境部環境政策課まで直接提出すること。

##### ハ 受付期間

令和六年八月三十日（金）から九月十三日（金）まで

#### 四 試験手数料

八千百円を受験案内で指定する方法により納付すること。

#### 五 試験科目

##### イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

# 告示

## 埼玉県告示第九百五十三号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
埼玉県加須市大越字南八ツ田二千九百五十八番一	田	一、五九七・〇〇

### 二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県加須市大越字南八ツ田二千九百五十八番一	田	令和七年二月一日	十年	四万七千九百十円

### 三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 小畑 幹

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

### 四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和六年一月十九日、農地法第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

### 五 補償金の支払の方法

利用権の始期までにさいたま地方法務局に補償金を供託すること。

### 六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。



## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十四号

令和五年埼玉県告示第三百四十八号で公示した公共測量は、令和六年三月二十一日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十五号

令和六年埼玉県告示第四百三十号で公示した公共測量は、令和六年五月三十日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十六号

令和六年埼玉県告示第六百十二号で公示した公共測量は、令和六年五月三十一日終了した旨測量計画機関である和光市越後山土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十七号

令和六年埼玉県告示第六百九十三号で公示した公共測量は、令和六年六月二十八日終了した旨測量計画機関である川島町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十八号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 作業種類

基本測量（一等水準測量）

#### 二 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市、加須市、久喜市、幸手市

#### 三 作業期間

令和六年七月一日から令和七年二月二十八日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第九百五十九号

令和五年埼玉県告示第千四百二十四号で公示した公共測量は、令和六年三月二十  
二日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭  
和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の  
規定により公示する。

令和六年八月二十日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県選管告示第三十五号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和六年八月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和六年八月二十三日 午後一時三十分

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について

イ 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

ウ その他